

資料 7	H21. 3. 27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

強度行動障害者市単加算事業

事業概要

強度行動障害者等を受け入れた施設等に対して、その支援に要する経費について、市単で補助することにより、施設の受入体制を整え、強度行動障害児者及びその家族を支援する。

1 目的

強度行動障害児者の支援を行う施設において、生活支援員等の加配を行うなど、利用者に対して適切な指導、訓練等を実施するために必要な経費の一部を助成し、その負担を軽減することにより、利用者の安全を確保し、行動障害の軽減を図る。

2 内容

(1) 対象者

ア 強度行動障害児者

行動障害が見られる頻度等を別表に当てはめて算出した点数の合計が20点以上の強度行動障害児者。

「国の加算」の対象者は除く。

イ 行動障害者

千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園に入所し、国の加算を受けていた強度行動障害者で、支援の結果、国基準を満たさなくなった強度行動障害者。

○次のいずれにも該当する者

イ 行動障害が見られる頻度等を別表に当てはめて算出した点数の合計が10点以上20点未満で、かつ、5点と認定された区分が1以上ある者。

ロ 民間施設で受け入れをした場合に限る。

(2) 対象施設の要件

【施 設】

ア 月 1 回以上従事する知的障害者の診療に相当の経験を有する医師を 1 名以上配置していること。

イ 通常必要な職員に加えて常勤の生活支援員又は児童指導員を 1 名以上（加算対象者が 2 名を超える場合は、2 又はその端数を増すごとに 1 名を加えて得た数）配置していること。

ウ 心理療法を担当する職員を 1 名以上配置していること。

エ 居室は原則として個室とすること。

オ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種指導、訓練を行うために必要な設備を設けていること。ただし、構造上設置が困難な場合は、この限りではない。

(3) 助成の対象

ア 知的障害者入所更生施設等が強度行動障害者及び行動障害者（千葉市が支給決定を行ったものに限る。）の支援に要した経費。

知的障害者入所更生施設等

指定知的障害者入所更生施設

指定知的障害者入所授産施設

イ 障害児施設が強度行動障害児（千葉市が支給決定を行ったものに限る。）の支援に要した経費。

障害児施設

指定知的障害児施設

指定第二種自閉症児施設

(4) 助成額

ア 知的障害者入所更生施設等

対象者 1 人あたり 日額 4, 8 1 0 円

イ 障害児施設

対象者 1 人あたり 日額 6, 7 0 0 円

ウ 短期入所利用者

対象者 1 人あたり 日額 4, 7 2 0 円

(5) 事業費

6, 3 4 4 千円

別 表

行動障害の内容	1 点	3 点	5 点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為（強度の自傷行為）	週に 1 回以上	1 日に 1 回以上	1 日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為（強度の他害行為）	月に 1 回以上	週に 1 回以上	1 日に頻回
激しいこだわり	週に 1 回以上	1 日に 1 回以上	1 日に頻回
激しい器物破損	月に 1 回以上	週に 1 回以上	1 日に頻回
睡眠障害	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動（食事に関する強度の障害）	週に 1 回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動（著しい騒がしさ）	ほぼ毎日	1 日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難